

## 第31回大空町農業委員会総会議事録

令和元年12月23日第31回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸	6番 丹羽 真治	8番 小久保 謙
9番 長尾 照幸	10番 早川 敏幸	11番 渡邊 恵二
12番 伊藤 博幸	13番 井上 良幸	14番 田中 悟
16番 齊藤 貞利	17番 赤石 昌志	18番 岩原 秀嗣
19番 佐藤 廣治	20番 渡辺 誠	22番 福田 重幸
23番 岡本 シゲ子	24番 遠藤 哲也	25番 長谷川 伸一
26番 永倉 誠二	27番 山神 正信	

#### (2) 欠席者

5番 澤井 忠雄	7番 岡内 浩之	15番 田中 秀雄
21番 石田 敦		

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主査 渡邊 豪	主事 久保 亮輔
主事 片山 樹弥		

第31回大空町農業委員会総会議事録

午後3時00分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第31回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p> <p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん御苦勞様でございます。</p> <p>今日午前中に「農業ICT活用と大空町の未来の農業」という事に対しましてアイデアソンということで来て頂きました農業委員の皆さん、大変ありがとうございます。</p> <p>またせんだってありましたが、13日の斜網地区の農業委員研修、これも皆さん参加していただき大変ありがとうございます。</p> <p>本年の最後の総会ということで、ちょっと一年を振り返ってみますと、春先から順調に作業の方も進んだことです。</p> <p>ごく一部、ビート等に被害があったわけなんですけど、秋にふたを開けてみると、どの作物においても例年以上の収量・品質ともあったということで、今までにない豊作の年ではなかったかなと思っております。</p> <p>ただ、北海道はあまり今年については被害はなかったんですけども、関東・東北については大雨などがございまして大変な被害が出ております。被害にあわれました皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。</p> <p>違う話でございますけれども、せんだって議会がございまして、その中で、来年農業委員の改選の年でもございまして、人数の定数についても農業委員会の中でも議論してまいりました。</p> <p>それで、今までといいますか、今27名の農業委員がいるわけなんですけれども、それを3名減の24名ということで、この間の定例会によって承認をいただきましたので、皆さんにご報告をしたいと思います。</p> <p>これから準備についても、各農業委員さんにおかれましては、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>今回、賃貸のあっせん関係が多いもので、案件が多いようでございますけれども、御審議をいただくことをお願い申し上げまして、開</p>

井上局長	<p>会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。</p> <p>11月25日開催の第30回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。 (活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第31回農業委員会総会を開催いたします。 (午後3時8分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、23名であります。 澤井委員・岡内委員・田中秀雄委員・石田敦委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第8号までの合計53件であります。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、8番小久保委員、9番長尾委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和元年12月23日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 所有権移転関係の1番です。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</b></p>

	<p>この件につきましては、平成22年度に農地保有合理化事業を利用して売買を行った農地の隣地について、購入者に贈与するものです。図面については1ページに掲載しています。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の権利の設定案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 2 番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の権利の設定案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第1号利用権設定関係3番説明朗読】</b> この件につきましては、経営移譲に伴い、祖父と孫との間の使用貸借の権利の設定案件です。そのため、図面を省略しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係4番及び5番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。

	渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係4番及び5番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴い4番は祖父と孫、5番は親子間の使用貸借です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係4番及び5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係4番及び5番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和元年12月23日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p>

	<p><b>【議案第2号所有権移転関係1番説明朗読】</b></p> <p>所有権移転関係1番から3番につきましては、賃貸借からの売買への移行の案件となります。</p> <p>そのため、全件とも図面を省略しております。</p> <p>また、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>1番については、第〇地区農業委員さんにより、12月5日にあっせん会が開催されています。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含めて40.9ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第5地区農業委員により、12月5日にあっせん会を開催しています。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号所有権移転関係2番説明朗読】</b></p> <p>2番については、第〇地区農業委員さんにより、12月2日にあっ</p>

山神会長	<p>せん会が開催されています。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含めて21.4ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
山神会長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第〇地区農業委員により、12月2日にあっせん会を開催しています。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより所有権移転関係2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、所有権移転関係3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号所有権移転関係3番説明朗読】</b></p> <p>3番については、第〇地区農業委員さんにより、12月2日にあっせん会が開催されています。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載する農地を含めて22.2ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましても、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第〇地区農業委員により、12月2日にあっせん会を開催しています。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより所有権移転関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番から4番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号利用権設定関係1番から4番説明朗読】</b></p> <p>この件については、貸主の規模縮小に伴い、新規に賃貸借を設定するものです。第〇地区農業委員さんにより12月10日にあっせん会が開催されています。</p> <p>図面については、2ページから5ページまでに掲載されています。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積等についてです。</p> <p>1番については、議案に掲載している農地を含めず26.6ha、労働力は3人です。</p> <p>2番については、議案に掲載している農地を含めず39.9ha、労働力は3人です。</p> <p>3番については、議案に掲載している農地を含めず74.2ha、労働力は2人です。</p> <p>4番については、議案に掲載している農地を含めず19.7haです。 以上でございます。</p>

山神会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第〇地区農業委員により、12月10日にあっせん会を開催しています。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係1番から4番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係1番から4番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係5番から6番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号利用権設定関係5番から6番説明朗読】</b></p> <p>この件については、借主の経営移譲に伴うもので、借主の父が契約していた残期間を同一条件で再契約する案件となります。そのため、図面は省略しております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案第1号利用権設定関係3番で説明したとおりです。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主の父が契約していた残期間を同一条件で賃貸借するものです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 5 番から 6 番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 5 番から 6 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 7 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 7 番説明朗読】</b> 7 番以降については、全件更新の案件となります。そのため、図面は省略しております。 また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。 7 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、36.6 ha、労働力は 2 人です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 7 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 7 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 8 番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 8 番説明朗読】</p> <p>経営面積は、議案に掲載している農地を含め、56.2ha、労働力は 1 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 8 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。これより利用権設定関係 8 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 9 番から 10 番までについて、貸主が同一ですので、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 9 番から 10 番説明朗読】</p> <p>9 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、23.1ha、労働力は 3 人です。</p> <p>10 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、37.0ha、労働力は 2 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 9 番から 10 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。これより利用権設定関係 9 番から 10 番までについて採決します。

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
山神会長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により          ○○委員の退席を求めます。          暫時休憩とします。</p>
渡邊主査	<p>(○○委員 退席)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。          次に、利用権設定関係11番から12番までについて、借主が同一          ですので、一括して提案理由の説明を求めます。          渡邊主査。</p>
山神会長	<p><b>【議案第2号利用権設定関係11番から12番説明朗読】</b>          借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、150.9haで          す。          以上でございます。</p>
委員	<p>これより利用権設定関係11番から12番までについて質疑に入ります。</p>
山神会長	<p>(なしの声)</p> <p>これにて質疑を終了いたします。          これより利用権設定関係11番から12番までについて採決しま          す。          本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により          ○○委員の退席を求めます。          暫時休憩とします。          (○○委員 着席) (○○委員 退席)</p>

山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に、利用権設定関係13番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号利用権設定関係13番説明朗読】</b></p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、41.0ha、労働力は2人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係13番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係13番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に、利用権設定関係14番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号利用権設定関係14番説明朗読】</b></p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、39.2ha、労働力は2人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係14番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 1 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 1 5 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 2 号利用権設定関係 1 5 番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、2 4. 3 ha、労働力は 3 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 1 5 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 1 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 1 6 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 2 号利用権設定関係 1 6 番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、1 8. 7 ha、労働力は 4 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 1 6 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係16番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係17番から19番までについて、貸主が同一 ですので、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第2号利用権設定関係17番から19番説明朗読】</b> 17番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、21.7ha、労働力は2人です。 18番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、24.6ha、労働力は2人です。 19番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、23.6ha、労働力は3人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係17番から19番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係17番から19番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係20番について、提案理由の説明を求め ます。 渡邊主査。

渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係20番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、30.4ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係20番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより利用権設定関係20番について採決します。
	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。
	次に、利用権設定関係21番について、提案理由の説明を求めます。
	渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係21番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、37.6ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係21番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより利用権設定関係21番について採決します。
	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。
	次に、利用権設定関係22番から23番までについて、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。

	渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係22番から23番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、26.5ha、労働力は4人です。 以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係22番から23番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係22番から23番までについて採決します。
委員	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係24番について、提案理由の説明を求めます。
	渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係24番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、39.2ha、労働力は2人です。 以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係24番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係24番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係 2 5 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 2 5 番説明朗読】</b></p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、3 2. 2 ha、労働力は 4 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係 2 5 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係 2 6 番から 2 7 番までについて、貸主が同一ですので、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 2 6 番から 2 7 番説明朗読】</b></p> <p>2 6 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、2 8. 6 ha、労働力は 4 人です。</p> <p>2 7 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、2 4. 3 ha、労働力は 2 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 6 番から 2 7 番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより利用権設定関係 26 番から 27 番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 28 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 28 番説明朗読】</b></p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、17.6ha、労働力は 4 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 28 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより利用権設定関係 28 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 29 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 29 番説明朗読】</b></p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、25.4ha、労働力は 4 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 29 番について質疑に入ります。</p>

委員 山神会長	(なしの声) これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係29番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係30番から32番までについて、貸主が同一 ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第2号利用権設定関係30番から32番説明朗読】</b> 30番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、17. 6ha、労働力は2人です。 31番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、24. 1ha、労働力は3人です。 32番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、19. 2ha、労働力は3人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係30番から32番までについて質疑に入 ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係30番から32番までについて採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員 退席)

山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係 3 3 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 3 3 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、24.3ha、労働力は 2 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 3 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係 3 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。  (〇〇委員着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入が必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和元年 12 月 23 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p>

	<p><b>【議案第3号1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第5地区農業委員さんにより12月5日にあっせん会を行っております。</p> <p>〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案第2号所有権移転関係1番で説明したとおりです。</p> <p>あっせんによる売買価格は、10a当たり田が36万円、畑が20万円、総額1,499万7千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号2番説明朗読】</b></p>

	<p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第〇地区農業委員さんにより12月2日にあっせん会を行っております。</p> <p>〇〇が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、45.9haです。</p> <p>あっせんによる売買価格は、10a当たり13番1が30万円、それ以外が35万5千円、総額1,164万6千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号3番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏に売買するものです。</p>

	<p>申出者よりあっせんの申出を受け、第〇地区農業委員さんにより1月22日にあっせん会を行っております。</p> <p>〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案第2号所有権移転関係3番で説明したとおりです。</p> <p>あっせんによる売買価格は、10a当たり338番の3筆が20万円、327番が25万円、328番が17万円、331番1が15万円、総額1,113万7千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番から2番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和元年12月23日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第4号利用権設定関係1番及び2番説明朗読】</b> 9月の総会で買入協議、10月の総会で利用集積計画の決定の議決を頂いた案件です。詳細はその際に説明しましたので、今回は省略いたします。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番から2番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより利用権設定関係1番から2番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第5号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和元年12月23日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第5号1番説明朗読】</b> この件につきましては、11月28日に第〇地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。 なお、図面につきましては、6ページに掲載しておりますのでご参</p>

	<p>願います 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、11月28日に第〇地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより〇番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に2番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第5号2番説明朗読】</b> この件につきましては、本日、第〇地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、宅地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、7ページに掲載しておりますのでご参照願います 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、本日、第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。</p>

	以上です
山神会長	これより 2 番について質疑に入ります。
石田	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に 3 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第 5 号 3 番説明朗読】</b> この件につきましては、12月19日に、第5地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、山林となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。 なお、図面につきましては、8ページに掲載しておりますのでご参照願います 以上でございます。
山神会長	この件について、第〇地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、12月19日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。
山神会長	これより 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 議案第6号「大空町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第6号「大空町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」このことについて、別紙のとおり制定したいので、審議を求める。令和元年12月23日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。  【議案第6号説明朗読】 この件につきましては、先月の農業委員会委員協議会でご説明をさせていただいたとおりです。 新旧対照表については、19ページの方に記載をしておりますので、御確認いただければと思います。 以上でございます。
山神会長	これより議案第6号について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 関連がありますので、議案第7号「大空町農業委員会農政振興部会会議規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第8号「大空町農業委員会担い手育成部会会議規則の一部を改正する規則の制定

<p>渡邊主査</p>	<p>について」を議題とします。  提案理由の説明を求めます。  渡邊主査。</p> <p>議案第7号「大空町農業委員会農政振興部会会議規則の一部を改正する規則の制定について」このことについて、別紙のとおり制定したいので、審議を求める。令和元年12月23日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第7号説明朗読】</b></p> <p>議案第8号「大空町農業委員会担い手育成部会会議規則の一部を改正する規則の制定について」このことについて、別紙のとおり制定したいので、審議を求める。令和元年12月23日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第8号説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、本年12月18日に農業委員の定数について条例改定がされ、27人から24人に定数が改正されました。それに併せ、担い手部会及び農政振興会の定数を14人以内から12人以内に改めるものでございます。</p> <p>詳細については、先月の委員協議会でさせていただきましたので省略させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>山神会長</p>	<p>これより議案第7号及び議案第8号について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第7号及び議案第8号について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>山神会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。  事務局の説明を求めます。</p>

<p>渡邊主査</p> <p>山神会長</p> <p>委員</p> <p>山神会長</p>	<p>渡邊主査。</p> <p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する 令和元年12月23日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【報告第1号説明朗読】</b> 以上でございます。</p> <p>この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。ご苦労様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時17分)</p>
---	--

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_